

「三重県住生活基本計画」(中間案)に対する意見募集結果

1 意見募集期間

令和4年1月15日(土)～令和4年2月13日(日)

2 意見数

5項目(意見書提出件数1件)

表題の意見募集に対し、お寄せいただきました意見とそれに対する県の考え方を、下記表のとおりとりまとめましたのでお知らせします。今回、ご意見をお寄せいただきましたことについて、厚くお礼申し上げます。

【対応区分】

- ① 意見や提案内容を反映させていただくもの
- ② 意見や提案内容が既に反映されているもの
- ③ 今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの
- ④ 反映または参考にさせていただくことが難しいもの
- ⑤ その他(①～④に該当しないもの)

番号	ページ	項目	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方(回答・HP 公表)	対応
1	34	「住生活関連産業における担い手確保・DXの促進」及び「役割分担」	「『いいものをつくり、きちんと手入れして長く大切に使う住宅』への転換を促進」するためには、特に、リフォーム及びリノベーション事業者の技術力、提案力の向上を図り、リフォーム等に精通した担い手の育成が必要ですが、そういったことが明記されていないため、追加または修正をしていただきたいと思います。また、地域に根ざした工務店は、住宅の建設、リフォームをはじめ建設後の住宅のメンテナンスなどホームドクター的な役割として存在する意義は大きいと考えます。そのため、「地域工務店の育成」という文言の追加についても検討下さい。 上記二点の変更に伴い、県の役割に、「リフォーム・リノベーション事業者の育成」及び「地域工務店の経営力、技術力等の向上に資する情報提供等に努める」という趣旨の文言の追加も必要かと思えます。	リフォーム等事業者の技術力等の向上については、P37 目標 2-2 に記載しているように重要と考えているため、特に特殊な設計や施工を伴う耐震改修では、毎年技術者向けの講習会を開催しているほか、その他のリフォーム等についても、補助制度、税制、融資制度、工事に伴うトラブル事例等を採り上げた講習会を開催しています。 前者は計画書 P26 に記載していますが、後者は記載していなかったため、P38 目標 2-2 の県の「主な取組」に追加するとともに、両者を P34 の目標 2-1 (担い手確保)の県の「主な取組」にも再掲・追加します。 なお、「地域の工務店の育成」につきましては、他の業種でも実施されているように、業界団体(建設業協会、建設労働組合等)において積極的に取り組んでおられますので、必要に応じて協力したいと考えています。	① ② ④
2	59-60, 68	目標4-3 県営住宅のあり方を考える	「県営住宅のあり方を考える」という施策に対して、成果指標が「県営住宅の入居率」になっていますが、施策の成果をはかる指標として適切でしょうか。考え方をお示し下さい。	「県営住宅のあり方を考える」という施策については、県営住宅の将来的な対応方針の検討を行うとともに、入居率低下の調査・分析を行い、新たな活用も含めて入居率の向上に取り組むことから、「県営住宅の入居率」を指標としました。	⑤
3	50	目標4-1 住まいに困ることがないようにする	「高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯、ひとり親などの世帯や、低所得者は」とありますが、ここに「LGBT」も追記してください。	ご指摘を踏まえ修正しますが、最近「LGBT」に「Q」クエスチョニング(自身自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人)などが追加されることも多くなっているため、「LGBT 等」として追記します。(「等」と連なるのを防ぐため、あわせて「被災者」も追記します。)	①
4	36	目標2-2 既存住宅の価値を高め、活用する	この施策の総論として、既存住宅の価値を高めるためには、リフォームはもとより、リノベーションという手段が有効であると考え、リノベーションを追記して下さい。	現状、日本語としての「リノベーション」の定義があいまいであることから、本計画では、より一般的な「リフォーム」を使用しています。仮に、「リノベーション」が大規模な改修、用途の変更、機能向上等を図るという踏み込んだ意味を持つとしても、改修を表す「リフォーム」に含めて支障ないものと考えます。 なお、全国計画においても、「リフォーム」の表現で統一されています。	④
5	37	空き家などの有効活用	リノベーションにより他用途への転換を含めた空き家の活用などモデル的な取組に対する支援とその普及に向けた取り組みについて追記してください。	ご意見の取組につきましては、「空き家の利活用の促進」に含まれるものと考えますが、より具体的に示すため、「他用途への変更を含めた空き家の利活用の促進」と記載を修正します。 また、「国の役割」において、「空き家の利活用に対する支援制度の充実」をあげており、先進的なモデル的事業に対する補助制度も設けられています。	① ②